

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

○「長野県価格高騰特別対策支援金（家計急変世帯分）申請書」と一緒にご提出ください。

① 予期せず家計が急変した事由を簡潔に記載してください

【記載例】・令和6年7月に病気で入院し8月の給与が減少した
・令和6年10月に退職したが就職ができずに12月から収入が無い 等

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	左欄の者が 扶養する者の数	令和6年度 住民税 課税状況	障害者控除等 の適用	収入の減少の あった年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	所得割 非課税相当 給与収入 限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入 又は 不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	☐ 課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
2		人	☐ 課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
3		人	☐ 課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
4		人	☐ 課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		
5		人	☐ 課税 ☐ 均等割のみ課税 ☐ 非課税 ☐ 未申告	☐ 障害者控除 ☐ 寡婦(夫)控除 ☐ ひとり親控除	令和6年 月	収入合計額 A+B+C= 【D】 円			円	円
						円	円	円		

- (記入上の注意)
- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税所得割非課税相当の収入であった令和6年1月から令和6年12月までの任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税所得割非課税相当の収入であった、令和6年1月から令和6年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当給与収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

扶養している親族の状況	所得割非課税相当給与収入限度額 (円)	扶養している親族の状況	所得割非課税相当給与収入限度額 (円)
単身又は扶養親族がいない場合	1,000,000	配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	2,715,999
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	1,703,999	配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	3,215,999
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	2,215,999	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,044,000円未満

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

※ 均等割非課税相当の場合は、住民税非課税世帯価格高騰対策給付金(申請期間令和7年7月31日まで)の対象になります。

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏 名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】 給与所得 控除額 ⑧			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【所得割非課税所得 限度額】 所得 限度額 ⑫
			事業収入 等の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩			
1							
		円	円	円	円	円	円
2							
		円	円	円	円	円	円
3							
		円	円	円	円	円	円
4							
		円	円	円	円	円	円
5							
		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額（給与収入分）が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額（給与収入分）が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額（給与収入分）が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額（給与収入分）が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
- : 60万円超130万円未満 → 60万円
- : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
- : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
- : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
- : 110万円超330万円未満 → 110万円
- : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
- : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑫年間所得見込額 ＝ ⑥年間収入見込額 － (⑧給与所得控除額 ＋ ⑨事業収入等の経費 ＋ ⑩公的年金等控除)

⑬「所得割非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉	
扶養している親族の状況	所得割非課税相当所得限度額（円）
単身又は扶養親族がいない場合	450,000
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	1,120,000
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	1,470,000
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	1,820,000
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	2,170,000
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000

※ 均等割非課税相当の場合は、住民税非課税世帯価格高騰対策給付金（申請期間令和7年7月31日まで）の対象になります。